

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	41,349百万円
H 1 9	41,169百万円
H 2 0	30,487百万円
H 2 1	25,291百万円
H 2 2	28,251百万円
H 2 3	34,591百万円
H 2 4	37,195百万円
H 2 5	39,714百万円
H 2 6	41,813百万円
H 2 7	43,775百万円
H 2 8	45,357百万円
H 2 9	47,381百万円
H 3 0	47,880百万円
H 3 1	49,654百万円
H 3 2	50,445百万円
H 3 3	50,655百万円
H 3 4	50,928百万円
H 3 5	51,019百万円
H 3 6	51,638百万円
H 3 7	52,247百万円
H 3 8	51,436百万円
H 3 9	51,377百万円
H 4 0	51,429百万円
H 4 1	52,010百万円
H 4 2	52,720百万円
H 4 3	52,107百万円
H 4 4	52,939百万円
H 4 5	51,362百万円
H 4 6	51,271百万円
H 4 7	51,102百万円
H 4 8	51,505百万円
H 4 9	51,776百万円
H 5 0	51,092百万円
H 5 1	50,996百万円
H 5 2	51,011百万円
H 5 3	50,915百万円
H 5 4	51,213百万円
H 5 5	51,538百万円
H 5 6	50,716百万円
H 5 7	50,692百万円
H 5 8	50,674百万円
H 5 9	50,545百万円
H 6 0	50,511百万円
H 6 1	50,428百万円
H 6 2	34,322百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。